

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等		
監査実施期間	令和6年8月26日（月）～ 10月8日（火）		
監査対象部課	企画財政部 財産活用課		
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	<p>【建物総合損害共済基金分担金】</p> <p>歳出の誤払い又は過渡しとなった金額を返納させるときは、これを当該支出した経費に戻入しなければならない（地方自治法施行令第159条）とされているが、建物総合損害共済委託申込について、当初申込内容の一部訂正を行い返還された金額を、歳入として受け入れていた。</p>	措置状況	措置済 令和6年10月31日
		<p>令和6年10月31日付で保険解約金（歳入）を減額し、財産管理事務事業の保険料（歳出）に振替えました。</p> <p>今後、当初申込内容を一部訂正し返金が発生する場合は、戻入処理し、負担行為を減額します。</p>	

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和6年8月26日（月）～ 10月8日（火）	
監査対象部課	企画財政部 財産活用課	
	委員意見	今後の方針等
1	<p>【茨木市大字奈良財産区事業交付金】</p> <p>普通地方公共団体（特別地方公共団体を含む）の支出は、確定した金額を債務履行後（事業の終了後）に債権者に支払う（通常払）のが原則であるが、支出の特例として前金払や概算払がある。また、地方自治法施行令第163条第2号及び第162条第3号で、前金払や概算払ができる経費として交付金が定められている。支払方法を通常払としているが、財産区の交付金として、適正な支払方法を検討されたい。</p>	<p>茨木市財産区事業交付金要綱に「前金払による支出もできる」とする旨、追記するなど、今年度中に財産区事業交付金の支払方法について関係各課（財政課・法務コンプライアンス課ほか）と調整、検討を行い、来年度以降、適切な方法により支払いができるよう対応します。</p>

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等		
監査実施期間	令和6年8月26日（月）～ 10月8日（火）		
監査対象部課	企画財政部 まち魅力発信課		
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	<p>【広報いばらき巻頭特集制作支援業務委託料】</p> <p>プロポーザル公告時における「広報いばらき巻頭特集制作支援業務委託に係るプロポーザル実施要項（公募型）」において、失格事由の基準に関し、実施要項と別紙配点基準表とで内容が一致していなかった。</p>	措置状況	措置済 令和6年10月25日
	<p>次回契約に係るプロポーザル公告（令和6年10月25日公告）の際に、実施要項や別紙配点基準表など関連書類の整合性を図り、不一致が無いよう対応いたしました。今後も、記載の相違等が無いよう留意してまいります。</p>		
2	<p>【茨木市ふるさと寄附金返礼品掲載業務委託料】</p> <p>令和5年度業務委託契約では、次年度契約締結にかかる意思表示（継続又は解約）を契約期間満了の1か月前までに行う旨が定められているが、令和6年度に向けた市としての意思表示に係る起案・決裁処理を行っていなかった。</p>	措置状況	措置済 令和6年11月29日
	<p>今後は契約書に定められた期日までに、次年度契約に向けた意思表示に係る起案・決裁処理をしてまいります。 (R6. 11. 13)</p> <p>契約更改に先立ち、次年度契約締結にかかる意思表示（解約しない旨の決定）を、契約書に定める所定の期日までに起案・決裁処理を行うよう対応いたしました。今後も適切な意思決定を行うよう留意してまいります。</p>		

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等		
監査実施期間	令和6年8月26日（月）～ 10月8日（火）		
監査対象部課	こども育成部 こども政策課		
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	<p>【返還金・精算金等】</p> <p>歳入徴収者は、現年度の調定に係る歳入について、当該年度の出納閉鎖期日までに収納されなかったものがあるときは、徴収簿等に翌年度に繰り越す旨を記載するとともに、収入未済額繰越内訳書を調製し、6月1日に調定の処理に準じて整理しなければならない（茨木市財務規則第40条第3項）とされているが、児童手当等返還金（令和5年度現年度未収分）、児童扶養手当返還金（令和5年度現年度未収分）について、調定処理を6月1日時点で行っていなかった。</p>	措置状況	措置済 令和6年9月24日
		<p>児童手当返還金及び児童扶養手当返還金について、6月1日付の調定起票を行いました。</p>	
2	<p>【返還金・精算金等】</p> <p>調定した歳入については納期限を過ぎても納入に至らないものがあるときは、地方自治法第231条の3の規定又は同法施行令第171条の規定により、納期限後20日以内に督促状により督促しなければならない（茨木市財務規則第38条第1項）とされているが、令和5年度に発生した返還金で納入に至らない者に対して督促状による督促処理を行っていなかった。</p> <p>当該事例については、令和2年度定期監査においても指摘事項として措置を求め、担当課からは、「今後は納期限後20日以内に督促状を送付するよう徹底いたします。」との回答があったにもかかわらず、改善がなされていなかった。</p>	措置状況	措置済 令和6年10月8日
		<p>督促未発送であった対象者について、督促状を送付しました。</p> <p>今後は、納期限後20日以内に督促状を送付するよう徹底いたします。また、督促状の発送日等のスケジュール管理の体制を構築しました。</p>	
3	<p>【児童手当制度改正業務委託料】</p> <p>プロポーザル評価点決定の計算方法について、採点基準表で示したものと委員審査時の計算方法が異なっていた。</p>	措置状況	措置済 令和6年11月8日
		<p>今後同様の事務が発生した場合は、事前に複数人で確認し、採点基準表で示したものと委員審査時の計算方法が異なることがないように対応します。</p>	

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和6年8月26日（月）～ 10月8日（火）	
監査対象部課	こども育成部 こども政策課	
委員意見		今後の方針等
1	<p>【返還金・精算金等】</p> <p>「児童扶養手当過誤払に係る返還金事務取扱要領」における「過誤払に係る返還金」及び「不正利得の徴収金」に関する規定が不十分であるため、それぞれに関する事務の取り扱いについて明確化するなど、規定を見直されたい。</p>	<p>他市の要領や要綱を参照し、「過誤払に係る返還金」及び「不正利得の徴収金」に関する規定の取り扱いを明確化するため、要領の改正を行います。</p>
2	<p>【返還金・精算金等】</p> <p>滞納者との接触が長期間に亘って滞り、滞納事案が長期化しているケースが見受けられるため、電話等による催告の頻度を高めるとともに、内部統制の観点から、権限者による事案の進捗確認を定期的（月1回以上）に行い、その記録を留めるとともに、積極的な債権回収に努められたい。</p>	<p>滞納者の優先順位等を整理し、催告を行い、必要に応じて支払督促等の法的措置を検討します。事案の進捗確認を定期的に行います。</p>

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等		
監査実施期間	令和6年8月26日(月)～10月8日(火)		
監査対象部課	こども育成部 保育幼稚園総務課		
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	<p>【茨木市医療的ケア児に対する看護師訪問業務委託料】</p> <p>業務当日のキャンセル料が発生し委託料に影響があるにもかかわらず、実績記録票において、当日キャンセルの記録が記載されていなかった。</p>	措置状況	措置済 令和6年10月15日
		<p>当日キャンセルの場合でも実績記録票に記載するよう委託業者に依頼した。次年度以降は、実績記録票に当日キャンセルの欄を設定する。</p>	
2	<p>【茨木市医療的ケア児に対する看護師訪問業務委託料】</p> <p>見積徴取において、見積指名業者と異なる業者に指名通知している事例が見受けられた。</p>	措置状況	措置済 令和6年10月30日
		<p>見積指名業者名と指名通知の業者名が一致していることを確認し、異なることがないようにする。</p>	

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和6年8月26日（月）～ 10月8日（火）	
監査対象部課	こども育成部 保育幼稚園総務課	
	委員意見	今後の方針等
1	<p>【茨木市医療的ケア児に対する看護師訪問業務委託料】</p> <p>本件業務委託は、予定価格（単価）を設定し、予定価格以下の最低価格となる見積書提出者が複数あるときは、最低価格を提示した全ての事業者を採用しているが、単価については訪問看護・医療保険利用料金表を基に積算しており、事業者間で差が生じないため、単価を公表した上で事業者を募集する等、事業者選定方法について検討されたい。</p>	<p>次年度以降、単価を公表した上で事業者を募集する方法で実施する方向で検討する。</p>
2	<p>【庄栄幼稚園プール階段ノンスリップシート張り修繕】</p> <p>【庄栄幼稚園プール昇降手摺取付ほか修繕】</p> <p>当該2件の修繕工事は、いずれも同一期間における同一対象物の修繕であり、一括して発注した方が効率的であったにもかかわらず、工事開始後に別の修繕依頼があったため、修繕内容ごとに個別の契約を締結していた。</p> <p>一つの契約で実施可能な修繕工事を分割して発注すると、同じ手続きの事務処理を複数回行うことになり、効率的でなく、また一括して発注した場合と比べ経済的合理性を欠くことにもつながる可能性がある。修繕の発注時に追加工事が発生しないよう、修繕工事の内容を精査して発注し、より効率的な事務をされたい。</p>	<p>同一期間における同一対象物の修繕発注が発生しないよう、発注をかける際は工事内容を精査する。</p>

監査結果に対する措置状況

監査の種類		定期監査等	
監査実施期間		令和6年8月26日（月）～10月8日（火）	
監査対象部課		こども育成部 保育幼稚園事業課	
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	<p>【病児保育実施業務委託料】</p> <p>契約金額が500万円以上の契約を締結する契約相手方には、暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を提出するように求める（茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱第10）とされているが、提出を求めていなかった。</p>	措置状況	措置済 令和6年9月4日
			既に誓約書は提出・供覧済みです。
2	<p>【病児保育実施業務委託料】</p> <p>本件業務委託については、利用料金の収納事務を委託しているが、金融機関への入金が遅延している事例が見受けられた。</p>	措置状況	措置済 令和6年10月17日
			施設に訪問のうえ、利用から遅くとも1週間以内の入金を依頼しました。
3	<p>【病児保育実施業務委託料】</p> <p>本件業務委託については、利用料金の収納事務を委託しているが、委託に係る起案・決裁及び告示を行っていなかった。</p>	措置状況	措置済 令和7年3月12日
			<p>今年度の委託に係る起案・決裁及び告示を後日行います。 (R6.11.13)</p> <p>委託に係る起案・決裁及び告示を行いました。</p>

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和6年8月26日（月）～ 10月8日（火）	
監査対象部課	水道部 営業課	
委員意見		今後の方針等
1	<p>【給水収益】</p> <p>釣銭として40万円を運用しており、うち25万円は集金用として使用するものであるが、現在はほとんど使用されていない。釣銭は公金であり、必要最小限とするべきであることから、精査するよう、検討されたい。</p>	<p>令和6年9月30日に25万円を出納取扱金融機関に入金しました。</p>

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等		
監査実施期間	令和6年8月26日(月)～10月8日(火)		
監査対象部課	水道部 浄水課		
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	<p>【茨木市水道部十日市浄水場中央運転監視業務委託料】</p> <p>受託者は、契約代金の内訳書を作成し、委託者に提出しなければならない(契約書第2条第1項)としているが、内訳書を提出させていなかった。</p>	措置状況	措置済 令和6年10月31日
		<p>10月31日に内訳書の收受を行いました。管理職が契約書及び仕様書の提出書類について收受しているかのチェック表を作成し、書類の收受漏れが無いかを確認します。</p>	
2	<p>【茨木市水道部十日市浄水場中央運転監視業務委託料】</p> <p>起案処理が遅延し、また、日付を遡って処理を行っていた事例が見受けられた。</p>	措置状況	措置済 令和6年10月31日
		<p>管理職が契約書及び仕様書の提出書類について收受又は承諾の起案をしているかのチェック表を作成し、書類の收受漏れ及び起案漏れが無いかを確認します。また、担当者へは、回答が必要な文書については、できるだけ速やかに起案処理を行うよう指導します。</p>	

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和6年8月26日（月）～ 10月8日（火）	
監査対象部課	水道部 浄水課 （水道部 総務課）	
委員意見		今後の方針等
1	<p>【水道用次亜塩素酸ナトリウム（12%）の購入】</p> <p>次亜塩素酸ナトリウムは、薬品として扱っている業者と食品添加物として扱っている業者とがあり、業者により消費税率が8%と10%とに差がでる状況となっている。しかしながら、比較見積に際し、税率を考慮せず税込みでの比較を行っている。公営企業会計においては、支払った消費税相当額は、納付税額の計算時に課税仕入れとして控除することができるので、公平性及び効率性の観点から、執行方法について検討されたい。</p>	<p>今後は軽減税率の対象と標準税率の対象が混在しないように、食品衛生法に規定する食品添加物として取り扱うものは除くように、仕様書の記載を見直します。</p>

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和6年10月9日（水）～ 11月22日（金）	
監査対象部課	健康医療部 医療政策課	
	委員意見	今後の方針等
1	<p>【備蓄医薬品等の定期点検業務委託料】</p> <p>受託者は、当該業務のつど、実施内容について管理表を提出し、証印を受けなければならない（契約書第10条）としているが、提出された管理表に証印を行っていなかった。証印が必要でないならば、契約書を実態に即した記載にするよう見直されたい。</p>	<p>証印の必要性を検討した結果、令和7年度の契約から、「証印を受ける」旨の記載を削除する。</p>
2	<p>【備蓄医薬品等の定期点検業務委託料】</p> <p>本件業務委託について、取扱責任者の報告を受託者に求めていなかった。</p> <p>取扱責任者は、受託者の窓口となるもので、責任者を特定し報告を受けることは、効率的かつ円滑な業務執行のうえで必要であると考えられる。</p> <p>効率的な業務執行や事故発生時の対応等の観点から、受託者に取扱責任者の報告を求められたい。</p>	<p>令和7年度の契約から、契約書に契約書標準例第17条を参考に、委託の取扱責任者の報告について記載し、受託者に取扱責任者の報告を求めることとする。</p>

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等		
監査実施期間	令和6年10月9日（水）～ 11月22日（金）		
監査対象部課	健康医療部 健康づくり課		
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	<p>【茨木市がん検診等問診票兼記録票データ入力業務委託料】</p> <p>見積書が提出期限までに提出されていることを証明するために、見積書の封筒に受付印を押印し、開封後は当該封筒を見積書に添付すること（「受付印の押印について」平成6年2月21日付け行政管理課文書法規係通知）とされているが、当該封筒を保管していない事例が見受けられた。</p>	措置状況	措置済 令和6年12月24日
		<p>今後については、ご指摘を踏まえ、封筒の保管を含め、適切な事務処理に努めてまいります。</p>	
2	<p>【茨木市がん検診等問診票兼記録票データ入力業務委託料】</p> <p>見積徴取にあたり、予定価格は、各検査項目ごとに設定するものとし、採用業者は全ての項目において予定価格以下の価格提示業者で、かつ提示された各項目ごとの価格に、それぞれの予定件数を乗じて得た総額の最低価格提示業者とする（見積要項書 注意事項5）としているが、算定の基礎となる予定件数が、見積指名業者に送付した仕様書の記載と、実際の見積比較時で異なっていた。</p>	措置状況	措置済 令和6年12月24日
		<p>予定件数が同一となるよう、修正いたしました。以後、適切に処理いたします。</p>	
3	<p>【茨木市がん検診等問診票兼記録票データ入力業務委託料】</p> <p>契約担当者は、契約保証金の全部又は一部を免除したときは、その関係書類にその根拠の条項を記載しなければならない（茨木市財務規則第129条第5項）とされている。</p> <p>本件業務委託については、契約保証金について、免除する（契約書第5条）としているが、契約締結時にはその旨の記載がなく、免除根拠の記載もなかった。</p>	措置状況	措置済 令和6年12月24日
		<p>免除根拠の記載をいたしました。以後、適切に対応してまいります。</p>	

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等		
監査実施期間	令和6年10月9日（水）～ 11月22日（金）		
監査対象部課	都市整備部 審査指導課		
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	<p>【建築行政共用データベースシステム利用料】</p> <p>見積書が提出期限までに提出されていることを証明するために、見積書の封筒に受付印を押印し、開封後は当該封筒を見積書に添付すること（「受付印の押印について」平成6年2月21日付け行政管理課文書法規係通知）とされているが、当該封筒を破棄していた。</p>	措置状況	措置済 令和6年12月13日
		<p>本指摘事項及び令和6年度庶務担当者説明会資料の契約・財務事務を課内で共有しました。今後は定められた契約・財務事務に則り、適正に処理します。</p>	

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等		
監査実施期間	令和6年10月9日（水）～ 11月22日（金）		
監査対象部課	市議会事務局 総務課		
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	<p>【茨木市議会映像インターネット配信等業務委託料】</p> <p>受託者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者（子会社を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により市の承諾を得たときは、この限りでない（契約書第8条）としているが、再委託承認申請書の收受処理はしていたものの、承諾に関する起案・決裁を行っておらず、書面による承諾をしていなかった。</p>	措置状況	措置済 令和6年11月22日
		再委託の承諾について令和6年11月18日付けで起案し、決裁後の11月22日に委託先へ通知した。	

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和6年11月25日（月）～ 令和7年1月15日（水）	
監査対象部課	市民文化部 市民生活相談課	
指摘事項		講じた措置又は経過の報告
1	<p>【消費生活相談にかかる法律相談業務委託料】</p> <p>事前準備行為における随意契約要項書に、新年度予算の議決が得られなかった場合は当該見積が無効となる旨の記載がなかった。</p>	措置状況
		措置済 令和7年2月10日
2	<p>【特定計量器定期検査業務及び手数料徴収業務委託料】</p> <p>受託者は、検査実施計画や業務に関する諸規定の改廃について市と事前協議のうえ承認を得なければならない（契約書第8条）としているが、承認手続をしていなかった。</p>	措置状況
		措置済 令和7年2月10日
3	<p>【特定計量器定期検査業務及び手数料徴収業務委託料】</p> <p>事前準備行為における随意契約要項書に、新年度予算の議決が得られなかった場合は当該見積が無効となる旨の記載がなかった。</p>	措置状況
		措置済 令和7年2月10日
		措置状況
		措置済 令和7年2月10日
		措置状況
		措置済 令和7年2月10日

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和6年11月25日（月）～ 令和7年1月15日（水）	
監査対象部課	市民文化部 スポーツ推進課	
指摘事項	講じた措置又は経過の報告	
1 【公園グラウンド等使用料】 公の施設使用料に係る高校生以下の団体利用料金を適用する場合には、適用基準の趣旨を理解した利用者に対して、高校生以下の団体利用料金の適用確認票（標準様式又は各施設で定める様式）の記載を求め、利用者が記入した確認票を点検し、適用対象となる活動等に該当するときは、その利用について、高校生以下料金を適用する（「公の施設使用料に係る高校生以下の団体利用料金の適用基準について」平成23年3月2日市長決定）とされている。 しかしながら、スポーツ推進課窓口での申請分について、適用確認票の提出を求めておらず、名簿もしくは学生証の提示のみで高校生以下団体利用料金を適用していた。	措置状況	措置済 令和7年2月3日 窓口での申請分についても、「高校生以下の団体利用料金の適用確認票」の提出を必須といたします。

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和6年11月25日（月）～ 令和7年1月15日（水）	
監査対象部課	市民文化部 スポーツ推進課	
委員意見		今後の方針等
1	<p>【公園グラウンド等使用料】</p> <p>運用金の管理について、金種の内訳は都度変動することから、金種表を作成するなど管理の記録を残すとともに、内部統制の観点から、権限者が日々確認し、確認したことの記録を残すよう検討されたい。</p>	<p>運用金の入出金を管理するため、金種毎に内訳を記載した金種表を作成いたします。権限者が日々の確認を行った際には、その確認結果を記録し、確認日時と担当者名を含む形式で保存いたします。</p>
2	<p>【公園グラウンド等使用料】</p> <p>滞納となっている債権の中で、時効期間が満了している少額の債権が見受けられた。当該債権は私債権であり、時効が援用されない限りは時効は完成しないが、回収可能性が低い債権を長期間保有し続けることは、収納全体の効率性を損なう要因となり得るため、回収対策の経済性などを総合的に勘案し、法令に基づいた適切な債権管理をされるよう検討されたい。</p>	<p>督促状の送付や訪問徴収、法的手段の活用などを実施し回収に努め、債権管理チームと連携し、法的な観点からも適正な対策を講じます。</p>
3	<p>【公園グラウンド等使用料】</p> <p>市長は、市の債権を適正に管理するために、規則で定める事項を記載した台帳を整備するものとする（茨木市債権の管理に関する条例第4条）とされ、台帳にあたるものとして一覧表を作成し管理しているが、経過について一覧化されておらず、また収納日も記載されていないため、回収状況がわかりにくい状況であった。収納日等の必要な事項を記載するなど書式を整理し、適正な債権管理に努められたい。</p>	<p>債権一覧表の書式を債権の発生日時、債権額、債務者情報、回収状況に加え、収納日、経過等の項目で整理し、適正な債権管理に努めます。</p>
4	<p>【キッズスポーツフェスタ実施補助業務委託料】</p> <p>仕様書において、受付員の配置人数や競技種目が正確ではない事例が見受けられた。仕様書は、業務執行にあたって、発注者が受注者へどのような業務をどのような条件で依頼しているかを誤解なく伝達し、伝達した証拠となる重要な資料である。また、仕様書を作成し契約相手方へ提示するということは、本市の希望する業務内容に基づいて、契約相手方が受注金額を誤解なく算定するうえで欠くことのできないものである。実際の業務内容と一致した仕様書を作成されたい。</p>	<p>今後は想定される参加人数に即した受付員の配置など業務内容と一致した仕様書を作成するようにいたします。</p>

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等		
監査実施期間	令和6年11月25日（月）～ 令和7年1月15日（水）		
監査対象部課	市民文化部 人権・男女共生課		
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	【識字・日本語教室指導者報償金（豊川）】 報償費の事務処理については、文書管理システムでの実施起案により支出額確定後に支出負担行為兼支出命令（「財務事務について」 VI 資料 支出負担行為等の処理区分・件名・内容入力例）で処理するとされているが、文書管理システムによる実施起案・決裁をしていなかった。	措置状況	措置済 令和7年2月5日
		次年度より、文書管理システムによる実施起案を行う運用に改めます。	

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和6年11月25日（月）～ 令和7年1月15日（水）	
監査対象部課	市民文化部 人権・男女共生課	
	委員意見	今後の方針等
1	<p>【沢良宜いのち・愛・ゆめセンター使用料】</p> <p>運用金の管理について、月1回月末に金種表の作成は行われ、権限者による確認も行われてはいるものの、金種の内訳は日々都度変動することから、日次で金種表を作成するなど運用金管理の記録を残すとともに、内部統制の観点から、権限者が日々確認し、確認したことの記録を残すよう検討されたい。</p>	<p>運用金の管理につきましては、今後、使用料等の繰越金及び釣銭用の運用金の金種表を日次で作成し、管理記録を残すようにいたします。また、金種表の確認は、権限者が行うように改めます。</p>

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等		
監査実施期間	令和6年11月25日（月）～ 令和7年1月15日（水）		
監査対象部課	福祉部 福祉指導監査課（総務部 人事課）		
指摘事項		講じた措置又は経過の報告	
1	【会計年度任用職員報酬】 茨木市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例別表第2に規定されている日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の時間外割増報酬について、1時間当たりの割増賃金額の1円未満の端数処理が誤っている事例が見受けられた。	措置状況	措置済 令和6年12月20日
		時間外単価が誤っており、その不足分を12月報酬で上乘せ支給を行った。 また、日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員についても時間外割増報酬の単価を算定できるようエクセルツールを作成し、担当職員で確認できるようにした。	

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和6年11月25日（月）～ 令和7年1月15日（水）	
監査対象部課	教育総務部 施設課	
指摘事項		講じた措置又は経過の報告
1	<p>【中津小学校東棟4階支援教室空調機電源修理 中津小学校北棟1階支援教室空調機電源修理】</p> <p>請負者の受注後の提出書類は、竣工図面、工程予定表、完了報告書及び改修実施前後の写真とする（仕様書6）としているが、提出させていなかった。その結果、完了報告書が提出されていないにもかかわらず、修繕料を支払っていた。</p>	措置状況
		措置済 令和7年2月10日 今後、仕様書に基づいた書類を提出させるよう、適切に対応してまいります。

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和6年11月25日（月）～ 令和7年1月15日（水）	
監査対象部課	教育総務部 施設課	
委員意見		今後の方針等
1	<p>【中津小学校東棟4階支援教室空調機電源修理 中津小学校北棟1階支援教室空調機電源修理】</p> <p>当該2件の修理は、いずれも同じ学校内のエアコンを設置するための電源修理であり、一括して発注することが可能であったと考えられるにもかかわらず、修繕箇所ごとに個別の契約を締結していた。</p> <p>一つの契約で実施可能な修繕を分割して発注すると、一件あたりの契約金額が下がり、意図的な過少決裁や競争入札の回避が行われたのではないかとの疑念を市民に抱かせかねず、また一括して発注した場合と比べ経済的合理性を欠くことにもつながる可能性がある。安易な分割発注は厳に慎まれない。</p>	<p>本件は教育現場に早急に空調を設置できるよう業者へのヒアリングも参考に、個別に見積合せを行ったものですが、今後、適切な対応を検討してまいります。</p>
2	<p>【東中学校2年4組空調機取替修理】</p> <p>空調機の緊急修繕は、技術的に対応が可能であること等の理由で特定の業者に依頼しているが、経済性等も考慮して、より契約の相手方の透明性が図られる方策を検討されたい。</p>	<p>対応を検討してまいります。</p>

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和6年11月25日（月）～ 令和7年1月15日（水）	
監査対象部課	教育総務部 社会教育振興課	
	委員意見	今後の方針等
1	<p>【会計年度任用職員報酬】</p> <p>夏期の会計年度任用職員時間外勤務について、時間外勤務が長時間となっている事例が見受けられた。適正な労働条件となるよう人員配置等を見直し改善を検討されたい。</p>	<p>時間外勤務について、勤務時間の割り振りをC勤務(13:00～21:30)にすることや課内応援の体制を整え時間外を減少させる。</p>

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和7年1月16日（木）～ 令和7年2月21日（金）	
監査対象部課	産業環境部 商工労政課	
指摘事項		講じた措置又は経過の報告
1	<p>【茨木市オープンカンパニー等実施業務委託料】</p> <p>電子契約であるにもかかわらず、市の電子署名をしていなかった。</p>	措置状況
		措置済 令和7年3月21日
2	<p>【茨木市オープンカンパニー等実施業務委託料】</p> <p>電子契約であるにもかかわらず、契約書に、電子署名を行い各自その電磁的記録を保管する旨を規定しておらず、記名押印の上、各自保有するとしていた。</p>	措置状況
		措置済 令和7年3月21日
3	<p>【茨木市オープンカンパニー等実施業務委託料】</p> <p>再委託承諾書について、起案処理が大幅に遅延し、また、日付を遡って処理を行っていた。</p>	措置状況
		措置済 令和7年3月13日
		紙の契約書を取り交わします。(R7.3.21)
		紙の契約書を取り交わしました。
		契約書の規定は変更せず、紙の契約書を取り交わします。(R7.3.21)
		紙の契約書を取り交わしました。
		今後、再委託の申出があった場合は、遅滞なく収受・起案処理します。

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和7年1月16日（木）～ 令和7年2月21日（金）	
監査対象部課	産業環境部 資源循環課	
指摘事項		講じた措置又は経過の報告
1	<p>【一般廃棄物処理基本計画策定支援業務委託料】</p> <p>プロポーザル審査にあたり、審査基準には、審査項目及び審査項目ごとの審査の視点及び内容を客観的に分かりやすく明記する（茨木市業務委託に係るプロポーザル方式の実施に関する事務取扱要領第11(1)）とされているが、採点方法を明示した評価基準表を公表していなかった。</p>	<p>措置状況</p> <p>措置済 令和7年3月10日</p>
		<p>今後は、茨木市業務委託に係るプロポーザル方式の実施に関する事務取扱要領第11(1)記載の内容を遵守し、審査基準の審査項目及び審査項目ごとの審査の視点及び内容を客観的に分かりやすく明記するとともに、採点方法を明示した評価基準表を公表するよう徹底します。</p>
2	<p>【一般廃棄物処理基本計画策定支援業務委託料】</p> <p>プロポーザル評価点決定の配点について、実施要項で示した配点と実際の審査時の配点が異なっていた。</p>	<p>措置状況</p> <p>措置済 令和7年3月31日</p>
		<p>審査時の配点を訂正するとともにプロポーザル選定委員へ周知します。今後は、実施要項で示した配点と実際の審査時の配点が異なるよう確認を徹底します。</p>

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等	
監査実施期間	令和7年1月16日（木）～ 令和7年2月21日（金）	
監査対象部課	建設部 建設管理課	
指摘事項		講じた措置又は経過の報告
1	<p>【市道東福井三丁目安威三丁目線道路舗装修繕料】</p> <p>修繕料を支出負担行為で執行する場合、修繕の緊急性の理由を記した理由書を添付しなければならぬ（財務事務について 支出負担行為等の処理区分・件名・内容入力例）とされているが、添付していなかった。</p>	措置状況
		措置済 令和7年3月10日
		起案別紙に随意契約の理由を記載するようにします。

監査結果に対する措置状況

監査の種類	定期監査等					
監査実施期間	令和7年1月16日（木）～ 令和7年2月21日（金）					
監査対象部課	建設部 道路課					
	指摘事項	講じた措置又は経過の報告				
1	<p>【駅前太中線支障物撤去業務委託料（その2）】</p> <p>契約担当者は、契約保証金の全部又は一部を免除したときは、その関係書類にその根拠の条項を記載しなければならない（茨木市財務規則第129条第5項）とされているが、契約締結時にはその旨の記載がなく、免除根拠の記載もなかった。</p> <p>また、本件業務委託については、契約保証金について、履行実績で免除しているにも関わらず、履行保証保険で免除する（契約書第5条）としていた。</p>	<table border="1"> <tr> <td>措置状況</td> <td>措置済 令和7年3月7日</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>本来、履行保証による免除ではなく、茨木市財務規則第129条第4項第3号により免除とすべきであった。</p> <p>別紙に注意点をまとめ、課内職員に周知徹底を図った。</p> </td> </tr> </table>	措置状況	措置済 令和7年3月7日	<p>本来、履行保証による免除ではなく、茨木市財務規則第129条第4項第3号により免除とすべきであった。</p> <p>別紙に注意点をまとめ、課内職員に周知徹底を図った。</p>	
措置状況	措置済 令和7年3月7日					
<p>本来、履行保証による免除ではなく、茨木市財務規則第129条第4項第3号により免除とすべきであった。</p> <p>別紙に注意点をまとめ、課内職員に周知徹底を図った。</p>						
2	<p>【駅前太中線支障物撤去業務委託料（その2）】</p> <p>受託者は、委託業務の取扱責任者及び業務従事者を定め、市に報告しなければならない（契約書第16条第1項）としているが、業務従事者の報告をさせていなかった。</p>	<table border="1"> <tr> <td>措置状況</td> <td>措置済 令和7年3月7日</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>本来、取扱責任者ではなく現場代理人として記載すべきであった。現場代理人届は提出されている。</p> <p>別紙に注意点をまとめ、課内職員に周知徹底を図った。</p> </td> </tr> </table>	措置状況	措置済 令和7年3月7日	<p>本来、取扱責任者ではなく現場代理人として記載すべきであった。現場代理人届は提出されている。</p> <p>別紙に注意点をまとめ、課内職員に周知徹底を図った。</p>	
措置状況	措置済 令和7年3月7日					
<p>本来、取扱責任者ではなく現場代理人として記載すべきであった。現場代理人届は提出されている。</p> <p>別紙に注意点をまとめ、課内職員に周知徹底を図った。</p>						
3	<p>【駅前太中線支障物撤去業務委託料（その2）】</p> <p>随意契約要項書の契約保証金欄が記載されていないかった。</p>	<table border="1"> <tr> <td>措置状況</td> <td>措置済 令和7年3月7日</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>今後、記載するよう別紙に注意点をまとめ、課内職員に周知徹底を図った。</p> </td> </tr> </table>	措置状況	措置済 令和7年3月7日	<p>今後、記載するよう別紙に注意点をまとめ、課内職員に周知徹底を図った。</p>	
措置状況	措置済 令和7年3月7日					
<p>今後、記載するよう別紙に注意点をまとめ、課内職員に周知徹底を図った。</p>						

監査結果に対する今後の方針等

監査の種類	定期監査等
監査実施期間	令和7年1月16日（木）～ 令和7年2月21日（金）
監査対象部課	建設部 下水道施設課
委員意見	今後の方針等
<p>【陥没等緊急修繕】</p> <p>本件業務は、個々の修繕業務完了時には、職員が実地検査を行って確認していたとのことであるが、実地検査を行った記録を残していなかった。また、受託者は、委託業務を完了したときは、四半期毎に実績報告書を市に提出しなければならない（契約書第10条第1項）としており、受託者から当該期間に行われた修繕業務の完了報告書が四半期ごとにまとめて提出されていた。そのため、四半期ごとの完了報告書の提出まで、修繕業務の完了が書面において確認できない状況であった。</p> <p>個々の修繕業務完了時に職員が実地検査を行った記録を残すとともに、完了報告書については、修繕業務ごとに提出させる方が、適切かつ効率的に履行管理ができると考えられるため、提出時期の見直しを検討されたい。</p>	<p>(委託料の支払)</p> <p>第10条 乙は、委託業務を完了したときは、四半期毎に遅滞なく実績報告書及び委託料請求書を甲に提出しなければならない。</p> <p>2 甲は、前項の実績報告書及び委託料請求書が正当であると認めるときは、請求のあった日から起算して30日以内に乙に委託料を支払うものとする。</p> <p>↓令和7年度より契約書の一部を以下のとおり改めます。</p> <p>(検査等)</p> <p>第10条 乙は、委託業務を完了したときは、その現場毎に14日以内に甲に実績報告書を提出しなければならない。</p> <p>2 甲は、前項の実績報告書の提出があったときは、実績確認のため、速やかに検査を行わなければならない。</p> <p>3 乙は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。</p> <p>(委託料の支払)</p> <p>第11条 乙は、委託業務を完了し第10条の規定による実績確認の検査に合格したものについて、四半期毎に委託料請求書を甲に提出しなければならない。</p> <p>2 甲は、前項の委託料請求書が正当であると認めるときは、請求のあった日から起算して30日以内に乙に委託料を支払うものとする。</p>